

## 中部近畿カワウ広域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、中部近畿カワウ広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、附則1に示す中部近畿の地域（以下「地域」という）内におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、地域内において、第2条の目的の達成に係る関係行政機関により構成される。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ①広域保護管理指針（以下「広域指針」という）の策定及び見直しに関すること
- ②広域指針に基づく活動の効果に係る科学的検証に関すること
- ③カワウの個体数のモニタリング結果等の情報収集、分析及び蓄積に関すること
- ④その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

なお、各構成員は各府県を中心として、広域指針に則して第2条の目的を達成するための対策を実施することを目指す。

(会合)

第5条 本会は、第4条の活動に係る構成員の合意形成を図るため、構成員による会合を毎年2回程度開催する。また、個々の構成員が認めた者のオブザーバー出席を妨げない。

(経費)

第6条 本会の運営に必要な経費は構成員の負担による。なお、負担の詳細については、会合で定める。

(専門委員会)

第7条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討を依頼するため学識経験者による科学委員会等の専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

附則1：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県（富士川以西）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

附則2：本会則は平成18年5月22日に策定され、平成24年4月1日に改正された。なお、会則の変更は、会合の合意によっておこなう。

附則3：事務局は、当面は環境省内に置き、その経費は環境省が中心となって負担する。